

発議第2号

令和5年3月2日

高根沢町議会議長 神林秀治 様

提出者 議会運営委員長 野中昭一

高根沢町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり高根沢町議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。

高根沢町条例第 号

高根沢町議会委員会条例の一部を改正する条例

高根沢町議会委員会条例(昭和50年高根沢町条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 (1) まちづくり常任委員会 7人 総務課、企画課、都市整備課、上下水道課、産業課、 <u>新庁舎整備課</u> 、会計課、監査委員事務局、選挙管理委員会及び農業委員会事務局の所管に関する事務並びに他の常任委員会の所管に属さない事務	(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 (1) まちづくり常任委員会 7人 総務課、企画課、都市整備課、上下水道課、産業課、 <u>元気あっぷ創生課</u> 、会計課、監査委員事務局、選挙管理委員会及び農業委員会事務局の所管に関する事務並びに他の常任委員会の所管に属さない事務

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。